

昭和48年7月9日 補償協定書

水俣病患者東京本社交渉団と、チソン株式会社とは、水俣病患者、家族に対する補償などの解決にあり、次のとおり協定する。

八前 文

一、チソン株式会社は、水俣工場で有害物質を含む排水を流し続け、廃棄物の処理を怠り、広く対岸の天草を含む水俣周辺海域を汚染してきた。その結果、悲惨な「水俣病」を発生させ、人間破壊をもたらした事実を卒直に認める。

二、昭和三十一年の水俣病公式発見後も、被害の拡大防止、原因究明、被害者救済等々、充分な対策を行なわなかったため、いよいよ被害を拡大させることとなったこと、及び原因物質が確認されるに至っても、更に問題が社会化するに及んでも、解決に遺憾な態度をとってきた経過について、チソン株式会社は心から反省する。

三、貧窮にあえぐ患者及びその家族の水俣病に罹患したこと自体による苦しみ、チソン株式会社の態度による苦痛、加えて種々の屈辱、地域社会からの差別等により受けた苦しみに対して、チソン株式会社は心から陳謝する。

チソン株式会社は、責任回避の態度や、解決を長びかせたことにより社会に多大の迷惑をかけたことに対し、第三の水俣病問題で全国民が不安の状態にある今日、あらためて社会に対し心から謝罪する。

四、熊本地方裁判所は、水俣病はチソン株式会社の工場排水に起因したものであり、かつ、チソン株式会社は過失責任ありとして原告の請求を全面的に認める判決を行った。チソン株式会社は、この判決に全面的に服し、その内容のすべてを誠実に履行する。

五、見舞金契約の締結等により水俣病が終ったとされてからは、チソン株式会社は水俣市とその周辺はもとより、不知火海全域に患者がいることを認識せず、患者の発見のための努力を怠り、現在に至るも水俣病の被害の深さ、広さは究めつくされていないという事態をもたらした。チソン株式会社は、これら潜在患者に対する責任を痛感し、これら患者の発見に努め、患者の救済に全力をあげることがを約束する。

六、チソン株式会社は、過ちを再びくりかえさないため、今後、公害を絶対に発生させないことを確約するとともに、関係資料等の提示を行ない、住民の不安を常に解消する。現在汚染されている水俣周辺海域の浄化対策について、関係官庁、地方自

治体とともに、具体的方策の早期実現に努める。また、チッソ株式会社は、関係地方公共団体と公害防止協定を早急に締結する。

七、チッソ株式会社は、水俣病患者の治療及び訓練、社会復帰、職業あつせんその他の患者、家族の福祉の増進について実情に即した具体的方策を誠意をもって早急に講ずる。

八、チッソ株式会社は、水俣病患者東京本社交渉団と交渉を続けてきたが、事態を紛糾せしめ、今日まで解決が遅延したことについて患者に遺憾の意を表する。

ハ本 文

一、チッソ株式会社は、以上前文の事柄を踏まえ、以下の事項を確約する。

(1) 本協定の履行を通じ、全患者の過去、現在及び将来にわたる被害を償い続け、将来の健康と生活を保障することにつき最善の努力を払う。

(2) 今後いっさい水域及び環境を汚染しない。また、過去の汚染については責任をもって浄化する。

(3) 昭和四十八年三月二十二日、水俣病患者東京本社交渉団ととりかわした誓約書を忠実に履行する。

二、チッソ株式会社は、以上の確認にのっとり以下の協定内容について誠実に履行する。

三、本協定内容は、協定締結以降認定された患者についても希望する者には適用する。

四、以下の協定内容の範囲外の事態が生じた場合は、あらかじめ交渉するものとする。

五、水俣病患者東京本社交渉団は、本協定の締結と同時に、チッソ東京本社前及び水俣工場前のテントを撤去し、坐り込みをとく。

ハ協定内容

チッソ株式会社は患者に対し、次の協定事項を実施する。

一 患者本人及び近親者の慰謝料

1. 患者本人分には次の区分の額を支払う。

現在までの水俣病による（その余病若しくは併発症または水俣病に關係した事故による場合を含む）死亡者及びAランク 一、八〇〇万円

Bランク

一、七〇〇万円

ロランク

一、六〇〇万円

2. この慰謝料には認定の効力発生日（昭和四十四年七月十四日以前に認定を受け、または認定の申請をした者については同日）より支払日までの期間について年五分の利子を加える。

3. このランク付けは、環境庁長官及び熊本県知事が協議して選定した委員により構成される委員会の定めるところによる。

4. 近親者分は前記死亡者及びA、Bランクの患者の近親者を対象として支払う。

近親者の範囲及びその受くべき金額は昭和四十八年三月二十日の熊本地裁判決に
ならい3の委員会が決定するものとする。

二、治療費

公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法（以下「救済法」という。）に定め
る医療費及び医療手当（公害健康被害補償法が成立施行された場合は、当該制度に
おける前記医療費及び医療手当に相当する給付の額）に相当する額を支払う。

三、介護費

救済法に定める介護手当（公害健康被害補償法が成立施行された場合は当該制度に

1. 次の手当の額を支払う。なお、このランク付けは一の3の委員会の定めるところ
による。

1. 次の手当の額を支払う。なお、このランク付けは一の3の委員会の定めるところ
による。

Aランク 一月あたり 六万円

Bランク 三万円

ロランク 二万円

2. 実施時期は昭和四十八年四月二十七日を起点として毎月支払う。ただし、昭和
四十六年八月以前の認定患者は昭和四十八年四月一日を起点とし、また、昭和
四十八年四月二十八日以降の認定患者は認定日を起点とする。

3. 手当の額の改定は、物価変動に応じて昭和四十八年六月一日から起算して二年目
ごとに改定する。ただし、その間、物価変動が著しい場合にあっては一年目に改定す
る。物価変動は熊本市年度消費者物価指数による。

五、葬 祭 料

1. 葬祭料の額は生存者死亡のとき相続人に対し、金二十万円を一時金として支払う。
2. 葬祭料の額は物価変動に応じ、昭和四十八年六月一日から起算して二年目ごとに改定する。ただし、その間、物価変動が著しい場合にあつては一年目に改定する。物価変動は熊本市年度消費物価指数による。

六、ランク付けの変更

1. 生存患者の症状に上位のランクに該当するような変化が生じたときは一の三の委員会にランク付けの変更の申請をすることができる。
2. ランクが変更された場合、感謝料の本人分及び近親者分並びに終身特別調整手当の差額を申請時から支払う。ただし、近親者分感謝料については一の四にならぬ前記委員会が決定する。
3. 水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に係属した事故による場合を含む）死亡したときは、感謝料の本人分及び近親者分の差額を支払う。この場合、死因の判定その他必要な事項は前記委員会が決定する。

七、患者医療生活保障基金の設定

チツ株式会社は全患者を対象として患者の医療生活保障のための基金 二 億円を設定する。

1. 基金の運営は熊本県知事、水俣市長、患者代表及びチツ株式会社代表者で構成する運営委員会により行なう。
2. 同委員会の委員長は熊本県知事とする。
3. 基金の管理は日本赤十字社に委託する。
基金の果実は次の費用に充てる。
 - (1) おむつ手当 一人月一万円
 - (2) 介添手当 一人月一万円
 - (3) 患者死亡の場合の香典 十万円
 - (4) 胎児性患者就学援助費、患者の健康維持のための温泉治療費、肺炎治療費、マッサージ治療費、通院のための交通費
 - (5) その他必要な費用
4. 患者の増加等により基金に不足を生じたときは、運営委員長の申出により基金を

増額する。

以下、七名の署名押印)